

平成29年9月定例会 総務委員会（付託）

平成29年9月26日（火）

〔委員会の概要 経営戦略部・監察局関係〕

井川委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（13時12分）

これより、経営戦略部・監察局関係の審査を行います。

経営戦略部・監察局関係の付託議案については、さきの委員会において、説明を聴取したところでありますが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】

- 外部団体への基金等の設置状況について（資料①）
- 「新未来『創造』とくしま行動計画」及び「vs東京『とくしま回帰』総合戦略」評価結果の概要について（資料②）

吉田経営戦略部長

経営戦略部から1点御報告を申し上げます。

お手元の資料1を御覧ください。

外部団体への基金等の設置状況についてでございます。

県が外部団体に設置している基金及び基金に類するもので、平成28年度末時点で残高があるものについて取りまとめを行いましたので、その概要について御報告させていただきます。

まず、県が外部に設置している基金等の所管及び設置数につきましては、危機管理部、政策創造部、県民環境部、保健福祉部、商工労働観光部、農林水産部、県土整備部の7部において計22となっております。

次に、基金等の運用形態別の内訳につきましては、基金等を事業の財源に充てる、いわゆる取崩し型が12、貸付けなど基金等を繰り返して使用する回転型が5、運用益を事業の財源に充てる運用型が4、回転型と取崩し型の併用が1となっております。

また、設置根拠別の内訳につきましては、法令等に基づくものが7、国の制度設計等に基づくものが11、県独自の政策に基づくものが2、その他が2となっております。

詳細につきましては、所管部より各付託委員会において御説明させていただきますので御審議のほど、よろしくお願いいたします。

なお、経営戦略部、監察局、出納局につきましては該当はございません。

経営戦略部からは、以上でございます。

相田監察局長

監察局から1点御報告させていただきます。

お手元の資料2を御覧ください。

新未来「創造」とくしま行動計画及びvs東京「とくしま回帰」総合戦略評価結果の概要

についてでございます。

まず、1、県政運営評価戦略会議についてでございますが、政策推進に係る県民意見の積極的な反映と県民目線からのチェック機能の強化を図るため、当戦略会議を設置しております。

この戦略会議において、県政の運営指針である行動計画及び挙県一致で地方創生を推進するための総合戦略の施策や事業について、評価を行ったところでございます。

次に、2、評価方法についてでございます。

評価対象は、行動計画の主要施策144施策及び総合戦略の主要事業120事業としております。

評価の視点といたしましては、成果重視の中間評価として実施し、平成27年度及び平成28年度の取組及び進捗状況と今後の取組方針の二つの視点から評価するとともに、戦略会議の委員の提言に重きを置いた未来志向型の政策評価として実施いたしました。

2ページをお開きください。

3、行動計画の評価結果についてでございます。

総括として、A順調とされたものが83施策で57.6%、Bおおむね順調が36施策で25.0%、C要見直しが25施策で17.4%との評価を頂きました。

3ページをお開きください。

3ページから4ページにかけては、当戦略会議で頂きました主な意見提言を七つの基本目標ごとに記載をしております。

5ページをお開きください。

4、総合戦略の評価結果についてでございます。

総括として、A順調とされたものが91事業で75.8%、Bおおむね順調が21事業で17.5%、C要見直しが8事業で6.7%との評価を頂きました。

6ページをお開きください。

主な意見提言を四つの基本目標ごとに、記載をしております。

次に、7ページをお開きください。

とくしま目安箱などに寄せられました県民の皆様からの意見や提言につきまして、戦略会議において審議の結果10項目が採択されましたので、その概要を7ページから8ページにかけて取りまとめております。

なお、今回の評価結果につきましては、戦略会議から徳島県総合計画審議会及び地方創生“挙県一致”協議会へ提言いたしまして、次年度の計画や事業の見直し、新たな施策展開などにつなげていくこととしております。

監察局からは、以上でございます。

井川委員長

以上で、報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

庄野委員

今議会の代表質問において県庁における働き方改革ということで、職員の超過勤務の縮減、国のガイドラインに沿った労働時間の適正管理についてお聞きしました。いろんな答弁を頂いたのですが、少し詳しく教えていただきたいというふうに思います。

ワーク・ライフ・バランスの実現ということが随分言われておまして、仕事もするけれども家庭、地域のこととか様々な関わりをバランスよくやっていくというのが重要でございます。その中で、職員の子育てを支援する「とくしま・イクボス宣言」をすることと「働き方改革宣言」を各部局長が行っているということで、ワークスタイルを大きく見直すと県庁挙げて推進されています。

この「とくしま・イクボス宣言」と「働き方改革宣言」について、詳しく教えてください。

梅田経営戦略部次長

ただいま、庄野委員から「とくしま・イクボス宣言」と「働き方改革宣言」について御質問を頂いております。「とくしま・イクボス宣言」につきましては、知事をトップとして各部局長が集まり5月31日にワーク・ライフ・バランスの取組について宣言をさせていただいております。

その際、今年度に知事部局で定めました働き方改革推進方針に基づきまして、各部局長から各部局の取組について「働き方改革宣言」を行っていただいたところでございます。

庄野委員

各部局長が中心となって、職員がどのくらい働いているのかとか健康状態はいけるのかとかを、部局のトップが課長も含めて職員に気配り目配りをしながらこういう宣言もしているのですから、僕も指摘しましたけれども余り過酷な長時間勤務になりますと、やっぱり心身ともにくたびれて精神的な疾患に陥るということもありますので、そこらは十分注意していただきたいというふうに思っております。

それから、答弁の中で7月24日に150人規模の「テレワーク・デイ」を実施したということがあるんですけれども、これについても成果と問題点がなかったかどうかお聞きしたいと思います。

勝川行政改革室長

ただいま庄野委員から、「テレワーク・デイ」の取組について御質問を頂きました。

国におきまして、2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機として働き方改革を国民運動として展開しようということで経済団体と連携し、オリンピックの開会予定日である7月24日を「テレワーク・デイ」と位置付け、広くテレワークを一斉に呼び掛けたというところがきっかけでございます。

本県では、この呼び掛けにいち早く呼応しまして、県庁において職員の積極的な参加を周知し、全員で150人規模の実施をしたところでございます。その内訳としましては、在宅勤務に33名、県庁版サテライトオフィス勤務に16名、モバイルワークに101名と多くの職員が参加したことで、テレワークに対する職場の理解が一層深まったというふうに感じているところでございます。

庄野委員

特に問題とかはなかったのですね。

それから、労働時間の適正把握のためのガイドラインを国が作成した趣旨を踏まえて今年の7月から、職員のパソコンを実際に起動したら記録がされてパソコンを閉じたらそこでまた時間が記録されるという機能を順次導入していて、労働時間の適正な管理に努めていると聞いておりますけれども、もう少し詳しい説明をお願いしたいと思います。

梅田経営戦略部次長

パソコンの起動による業務の始業・終業時間管理についての御質問を頂いております。

代表質問のほうで御質問いただきました、まずガイドラインということがございまして、使用者には労働時間を適正に把握する責務があるということが定められております。その中で使用者が講ずべき措置としまして、労働者の労働の始業・終業時間を確認し適正に検査するということがございます。その原則的な方法として、使用者が自ら現認するという方法とともにタイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録するというところがあります。この趣旨も踏まえまして、職員の業務用のパソコンの起動時、退庁時、休業時ということで、自動で出退勤時刻を記録するという機能を持たせたものでございます。

これまでに超過勤務の場合は、勤務時間が終了するまでに事前に申請をして所属長から命令を受けた上で超過勤務をします。その超過勤務時間については、後ほど確認をするという作業をしていたんですけれども、それに加えましてこの度、自動的に起動時刻、終業時刻を記録させるということで、職員のサービス残業の防止など働き方改革の取組という方針の基、新たに導入を進めるというものでございます。

庄野委員

分かりました。意図はサービス残業をさせないというふうなことでございます。私も常々、特に本庁舎ですけれども職員の残業というのが厳しいというようなことを聞いています。正規職員の方、それから非正規雇用職員の臨時職員から非常勤特別職の方も一緒に働いておると思うのですけれども、人数的には、市町村に比べたら非正規雇用の労働者というのは、県庁の場合は非常に割合は少ないということを聞いています。

県全体で臨時職員と非常勤特別職の職員というのは、何人ぐらいいらっしゃいますか。

梅田経営戦略部次長

臨時職員、非常勤職員の人数について御質問を頂いております。

まず、市町村の関係でお話がありました部分については昨年度、総務省が調査した結果を基に新聞記事で非正規化が進むと出ておったところであると思います。その際の調査結果ということで申し上げますと、平成28年4月1日現在の数字になりますが、臨時職員が101名、非常勤職員が299名、合わせて400名という状況でございます。

庄野委員

400人という数を聞くとそんなには多くはないかと思えます。過去から比べたら大分、削減されてきているというふうな認識はしていますけれども、県の業務というのが二、三十年前から比べると、例えば、関西広域連合にも入りましたし業務が広域的になってきておるということが一つ。あと南海トラフとか直下型の地震津波対策、危機管理の部分とかもございまして、業務的にはかなり多様化、複雑化し、それから市町村との関係も深化させていかなければいけないということで、かなり業務が複雑、煩雑化してきているし、人間関係もございまして。それにもかかわらず、業務は結構増えているけれども県庁の職員も非常勤それから臨時の職員も、この間かなり削減されてきていて、そのしわ寄せが長時間勤務、心身への疲労度の割合の負荷、過重というふうなことになってきているのではないかと私も常々思っているところでございまして。

なかなか職員を増やしていくというのは難しい部分があるのかもしれませんが、やっぱり業務量、仕事の内容に応じた職員の配置というのは、必要だと思うんですね。ここらも考えながら、職員を配置しないといけないところにはきちんと配置をして、県の重要な施策を進めていただきたいと思います。

ここは、人事のいろんな配置を決める委員会ですので、私は減らすだけが能ではないと思います。適材適所、事業の消長ということがよく言われますけれども、最近では事業の消より長のほうが多いところが多くなっているような気がいたします。そういう面で、職員が元気で仕事をする、職員同士の横のつながりとか縦のつながりの連携、部局間を超えた連携が必要です。特に危機管理とかそういうふうな部のところは、各部局間の職員がいろんな情報を知っているということが重要なのでそこらを含めた連携と、職員同士のコミュニケーションの深化ですね。こちらのほうでこんなことが問題になっているんだとかいう日頃のコミュニケーションのしやすさ、一人で抱えて苦しめない体制といいますか、そこらも含めた取組は職員厚生課が随分頑張らないといけないことですが、そこらも含めて頑張っていただければいいと思います。

それと今、臨時職員、非常勤特別職の職員が全体で400人ぐらいいらっしゃるということですが、この前新聞で、同一労働同一賃金という考え方からいけばボーナスを臨時職員とかにも支給しなければならぬのではないかとという報道があったのですが、これについて今後の状況を教えてください。

梅田経営戦略部次長

ただいま庄野委員から、臨時職員、非常勤職員の今後ということで御質問を頂いております。

ただいまお話がありました内容については、今年の5月11日に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が成立したということで、その中で一般職非常勤職員である会計年度任用職員の採用方法であるとか、その会計年度任用職員に期末手当の支給を可能とするという規定が新たに設けられたものでございます。

この法改正につきましては、昨年12月総務省の地方公務員の臨時・非常勤職員及び任期付き職員の任用等の在り方に関する研究会がとりまとめました報告書における、臨時的任用職員、特別職非常勤職員の規定はあるけれども一般職非常勤職員は採用方法等の明確な規定がないということ、民間における同一労働同一賃金の議論が行われる中、非常勤職員

に期末手当を支給できる規定がないことなどの現行法上の課題に対応するために行われたものでございます。この法律につきましては、施行が平成32年4月ということになっておりますことから、本県としましても総務省からの法改正に係る通知文書であるとか、他県の状況を踏まえながら適切に対応してまいりたいと考えております。

庄野委員

平成32年ですからまだ2年少しあるのですけれども、そうしたいわゆる非正規雇用労働者といわれる方々の賃金確保等々についての予算を確保していくことは、所得を増やすということでは非常に重要なことだと思いますので、よろしく願いしておきます。

山田委員

残り時間がタイトなので、簡潔な答弁をお願いします。まず、今回の事前委員会で資料配付された再就職状況についてお伺いをいたします。

実は1年前もこの質問をしたのですけれども、今回は32人の幹部職員がここに書かれています。県が補助金を出している団体等に就職したのは、額そして具体的にどういうところかということをお報告いただけますか。

梅田経営戦略部次長

山田委員から再就職に関する御質問を頂いております。

平成28年度の退職者が再就職している団体で、県から補助金や委託金が支出されている団体につきましては6団体でございます、その金額は約20億円というところでございます。その6団体につきましては、公益財団法人とくしま産業振興機構、一般財団法人徳島県観光協会、公益財団法人徳島県文化振興財団、公益財団法人徳島県水産振興公害対策基金、公益財団法人徳島県国際交流協会、徳島ハイウェイサービス株式会社でございます。

山田委員

今6団体、20億円ということで具体的な報告がありました。去年は5団体、15億円ですから偶然かどうか分からないのですけれども、今回補助金が結果として増えるようなところへ再就職されているというふうなことです。これは県民の皆さんから見て、やはりこの状況、補助金を出しているところへ県の幹部が天下っていくと。税金の還流というふうな疑問も持たれる可能性もあるという声は、国だけでなく、やはりあるんです。

だから、そこら辺を心して会社も含めてしていかないと、やはり税金問題に厳しい視線、さっき徳島県文化振興財団へもという話が出ました。明日の委員会では、徳島県文化振興財団の問題も議論になってきますけれども、そういうところへということで、これについてはやっぱり疑義を感じるということをお申し上げてまた引き続きということで。

2番目に、今日資料で出された外郭団体の基金等の設置状況について、経営戦略部としては、該当するのがないということでした。しかし、基本方針で少し尋ねておきたいのですけれども、前の委員会のときに岡本課長から2014年いわゆる骨太方針のときの中身について答弁を頂きました。さらに、2015年度の財務省の当初の予算編成で基金事業に該当し得ると考えるものは、1、不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業、2、資金

の回収を見込んで貸付け等を行う事業，3，事業の進捗が他の事業の進捗に依存するものと三つに限定したと。国における補助金・基金の見直しの流れからすれば，こういう流れになっているわけですが，徳島県でもそういう基金の見直しの時期にきているということで33の条例基金とともに，条例でうたわれていない今回の外部団体への基金等の設置状況が全部発表されたということですね。その発表された背景や国の流れも含めて，御答弁いただけますか。

岡本財政課長

山田委員より，外部団体に設置している基金の設置状況に関連して御質問を頂いてございます。

まず今回，御報告をさせていただいてるものでございますけれども，重清議員の代表質問での御指摘もございました外部に設置している基金及び基金に類するものを幅広く対象として御報告をさせていただいておるものでございます。

基金という名称や形式にかかわらず，外部団体に県から補助金，負担金，貸付金などを原資として特定の事業に充てるために保有している資金等で，平成28年度末時点で残高があるものにつきまして，国における基金の定義なども参考にしつつ幅広く御報告をさせていただいておるものでございます。

山田委員より，国における議論ということで御紹介もございましたけれども，骨太の方針2014，いわゆる骨太の方針につきましては，効率的な財政運営の観点ということで，いろいろ国のほうでも補正予算などで基金事業が乱立をしたということもございまして，またそういった基金事業を乱立した中で，基金によっては余り使われていないようなものがあったと。そういったところで，実際に使われていないものはきちんと国庫に返して有効活用を図ろうという財政規律の観点から，基金の創設，積立ての抑制，使用見込みの低い基金についての国庫返納の検討，基金の執行状況の公表などが幾つかなされたというようなことでございます。

もう一つ，山田委員より財務省の対応ということで御紹介のあった3点については，予算措置を厳に抑制するというような資料でございますけれども，こちらにつきましては政府の統一の方針というよりは，財務省の財政制度分科会の中で財務省の見解として出されたものというふうに我々は承知をしておるところでございます。

国のほうはそういった議論がございますけれども，こうした取組を経まして，基金事業の必要性があると認められたものについては，国においても現在，実施をされているところでございます。県におきましても，複数年度にわたる事業に柔軟に対応し効果的な取組を進めるために必要なものについては，基金などを造成して事業実施をしてきたというような状況でございます。

山田委員

ということは岡本課長，端的に聞いたら今，見直しの基準の一部みたいなことが出たのですけれども，どういう格好で見直すのかという観点を短くて結構です。当然，33のいわゆる条例に基づいた基金事業，今回の22の外部団体の基金等々は廃止を含めた検討があり得るというふうに認識していいのですよねというのが1点。

そしてもう一つ、実は、私どもも県議会の皆さんも関心のある徳島化製事業協業組合への補助金というのが今出ています。これはここでは質問しません。しかし、この外部団体の資金運用の中で、まさか徳島化製事業協業組合の流れというのはないんでしょうね。その確認だけ、これも御答弁ください。

岡本財政課長

基金についてどういうふうに見直しを行っていくのかと御質問を頂いてございます。

さきの重清議員の代表質問におきましては、知事のほうから、文化立県とくしま推進基金及びスポーツ王国とくしま推進基金につきましては、これまでの御審議における様々な御意見を踏まえて、12月定例会の報告に向け透明性が高まるよう、より一層具体的な点等検討を進めるといような御答弁を申し上げたところでございます。

これら二つの基金以外についても、県の外部に設置されたその他の基金について報告をさせていただくということで、この付託委員会におきまして資料を提出し御報告をさせていただいておるところでございます。

その文化立県とくしま推進基金とスポーツ王国とくしま推進基金以外の、外部に設置している基金でございますけれども、それぞれの基金ごとに運用形態、事業目的、内容など違いもございますし、法令や国の制度などに基づいて執行において全国的に統一をして実施するなど、いろいろな性質のものがございます。そういった理由から、まずは基金を所管する各部局のほうから各付託委員会におきまして、基金の詳細な内容について御説明をさせていただいて、各委員会での御審議を踏まえて考えてまいりたいというふうに思っております。

徳島化製事業協業組合のことも御質問を頂いてございます。行政連携団体から徳島化製事業協業組合への補助委託等を行うことを前提に、県から行政連携団体に補助金または負担金などを支出する事業はないというふうに認識してございます。

山田委員

最後に1点だけ聞いておきたいのですが、これも6月の事前委員会に資料で出た、徳島東警察署に関する土地の交換の問題で、報告もありました。どのようになったのかということについて、また今後どういうふうに進んでいくのか、簡潔で結構ですから御答弁ください。

掛田管財課長

今、御紹介ございましたように事前委員会で状況を報告させていただきました。それと変化はございませんが、今月中に国との交換契約を予定しております。今、手続を進めておるところでございますが、契約後になります但实际上に土地の交換という手続を行いまし、私ども管財課で受け取るということになるんですけど、その後、公安委員会に所管換えということを行います。

あとは、公安委員会のほうでPFIとかいろんな手続をやっておりますけれども、土地を実際に公安委員会の所管ということにして、その後の作業を進めていくものと承知しております。

山西委員

私から、財政について1点だけお尋ねをいたしたいと思います。

財政状況いろいろと、財政課長を筆頭に大変頑張っているのではないかと思います。1点ちょっと気になったことがございます。と申しますのは、財政の健全な状況を確認するには実質公債費比率、それから将来負担比率の二つに注目する必要があるというふうに思っています。これまで順調に減少してきた将来負担比率であります。この度の決算において182.1%となりまして、昨年度比1.7ポイント上昇してございます。

指標の公表が始まった平成19年度決算から今年で9年目を迎えておりますけれども、9年目を迎えて初めて上昇に転じたということでありまして、その上昇した要因について、まずお尋ねをしたいと思います。

岡本財政課長

山西委員より、将来負担比率が上昇した要因について御質問を頂いてございます。

将来負担比率につきましては、地方財政健全化法において導入をされておりますストック分析に係る財政指標でございまして、地方債残高、債務負担行為に基づく支出予定額、退職手当負担見込額、第三セクター等の負債負担見込額など、地方公共団体の将来の負担となり得る要素を広範囲に捕捉いたしまして、それらの総計を標準的な財政規模で割った数値というふうになってございます。

委員よりお話がございましたとおり、指標が導入されました平成19年度決算の時点では278.3%ということでもございましたけれども、平成27年度決算においては180.4%ということで、これまで非常に順調に下がってきたというところでございます。

この度、事前委員会で御報告をさせていただきました平成28年度決算に基づく数値でございまして、将来負担比率については182.1%ということで1.7%上昇しておるところでございます。

その要因でございまして、分子となります将来負担額は地方債現在高、債務負担行為に基づく支出予定額といったものを足し合わせたものとなりますけれども、こちらの数値につきましては地方債現在高の減少によりまして約93億円の減少ということで、着実に減少しておるところでございます。また、充当可能財源などを考慮した分子の額で見ましても71億円の減少ということで、着実に減少しておるところでございます。

一方、分母となります標準財政規模でございまして、前年度の平成27年度決算におきましては企業の決算期の変更、業績好調などの影響で標準税収入額が例年以上に伸びていたということで大きく増加し、将来負担額の減少率を上回る率で将来負担比率が減少したところでございます。

平成28年度決算では、そういったものの反動や税制改正の影響などによりまして、標準財政規模が縮小し、統計上の前年度比較において将来負担比率が上昇したというような状況でございます。

山西委員

つまり、分母の数字が昨年度から変化をして、そのことで今回の将来負担比率が上昇し

てしまったと。しかし、全体的には分子は減少しているから特段心配はないという理解でよろしいですか。

岡本財政課長

委員よりお話があったとおり、将来負担額について着実に減少しておるということでございまして、分母となります標準財政規模の平成27年度決算が大きかったというところの反動、分母分子の関係で、指標で見たときに上昇したというようなこととございます。

山西委員

最後に、今後の見通しについて決意も含めて御答弁いただきたいと思っております。

岡本財政課長

今後の見通しなどについて、御質問を頂いてございます。

今後の見通しでございますけれども、地方交付税などの国の動向に左右される部分は多くございますけれども、将来負担額そのものは着実に減少してきておるところでございます。

財政構造改革基本方針ということで、平成31年度までの改革目標を設定させていただいております。具体的に申し上げますと、実質公債費比率で13.0%程度、公債費、県債残高で、臨時財政対策債を除いて、それぞれ500億円未満、5,000億円未満、また財政調整的基金残高800億円というような目標を掲げさせていただきまして、これらの達成に向けた取組などによりまして今後も将来負担額の減少という、その傾向を維持することで長期的に改善に向かっていくものと考えてございます。

引き続き、強じんできずやかな財政基盤の確立に向けまして、緊張感を持って取り組んでまいりたいと考えてございます。

山西委員

財政課長の腕にかかっているんだろうと思っておりますので、昨年、起債許可団体を脱却をしたけれども、やはり今、かなりポイントであって正念場だろうと思っております。決して気を抜くことはできないというふうに思っておりますので、先ほど課長からも御答弁いただきましたように引き続き、緊張感を持って健全な財政運営に努めていただきますようお願いをして、私からの質問を終わらせていただきます。

西沢委員

基金のところ、被災者生活再建支援基金がありますね。平成28年度末基金等残高が632億6,344万2,000円。これは、国のほうで決まってるでしょうけれども、歳出目標は幾らなんですか。

岡本財政課長

西沢委員より、被災者生活再建支援基金につきまして御質問を頂いてございます。

本委員会において、各委員会で総括するというところで資料をお出しさせていただいてご

ございますけれども、個別の基金の内容につきましては各所管部局の付託委員会において御説明させていただこうと考えておるところでございます。

この基金等残高につきましては資料にございますけれども、公益財団法人都道府県会館のほうに各県から相互扶助の観点からお金を出し合って、被災者生活再建支援金を寄附するために設置しておるものでございます。

毎年度お金を積んでいるというよりは、大規模な災害があったときにどういうふうに今後していくかなどを検討して、これまでは基金の規模をどうするかといった議論があったというふうに承知をしてございます。

西沢委員

そうしたら、銀行がつぶれるときには1,000万円補償するペイオフという話がありましたけど、この632億円は、そういう巨大災害のときには銀行も大変だと思いますけれども、法律的にそのときのための対策というのはどうなっていますか。

岡本財政課長

現時点で詳細は把握してきておりません。

西沢委員

これに限らず、ペイオフ対策は。

吉田経営戦略部長

委員から御指摘のありましたペイオフの関係でございますが、これは金融機関の経営破たん等に対応するための基金のお話かと存じますけれども、こちらの基金につきましては、災害等が発生した場合に各都道府県が資金を持ち寄って被災者の生活再建を支援するために支給するための基金でございます。委員御指摘のペイオフの関係の金融機関の破たんに備えるための制度というものと、こちらの被災された方々の生活を支援するための基金というのは、幾らか趣旨が異なるものかというふうに理解をしております。

西沢委員

どこかにこれを預けないといけないのでしょうか。お金は宙に浮いているわけではない。銀行に預けてるんじゃない。だから、ペイオフ。三連動地震みたいな大災害のときには、いろいろ金融機関も大変なんでそういうときにはどうなるのですか。

岡本財政課長

その点については、各基金の状況を今把握しておりませんので、詳細を把握した上で御説明をさせていただければと思います。

井川委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました経営戦略部・監察局関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、経営戦略部・監察局関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号，議案第2号，議案第3号，議案第4号，議案第8号

以上で、経営戦略部・監察局関係の審査を終わります。

これをもって、本日の総務委員会を閉会いたします。（13時58分）